



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 武蔵精密工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大塚 浩史  
(コード番号 7220 東証・名証第一部)  
問合せ先 上席執行役員 総務統括 内田 透  
(TEL. 0532-25-8111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日に開催予定の第 88 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、監査・監督機能とガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により経営の健全性と効率性を高めるため、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。）により可能になりました監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行を行わない取締役とも責任限定契約を締結することができるように、規定の一部を変更するものであります。

なお、これらの定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、規定の一部を変更するものであります。

(4) 上記のほか、条文の新設および削除に伴い条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 23 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日（火）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、20名以内とする。 (新設)</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。  (2) (条文省略) (3) (条文省略)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) (現行どおり) <u>(2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2)監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>(3)任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(2)（条文省略）</p> <p>(3)取締役会は、その決議によって、前項のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会）</p> <p><u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>第24条（取締役会の招集および議長）</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(2)取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3)取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条（条文省略）</p> <p>第27条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(2)（現行どおり）</p> <p>(3)取締役会は、その決議によって、前項のほか、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第23条（<u>重要な業務執行の委任</u>）</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条（取締役会の招集）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2)取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (社外取締役の責任限定契約) (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第29条 (監査等委員会)</p> <p><u>監査等委員会は、法令または本定款に定める事項のほか、職務の遂行に関し必要と認める事項を決定し、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の招集)</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規則)</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第29条 (監査役員の員数)</p> <p><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 (監査役を選任)</p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第31条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2)任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会）</u></p> <p><u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関し必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役会の招集）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2)監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（監査役会規則）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役の報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（社外監査役の責任限定契約）</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>第<u>39</u>条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>	<p>第<u>32</u>条（事業年度） (現行どおり)</p>
<p>第<u>40</u>条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。  (新設)  (新設)  (新設)</p>	<p>第<u>33</u>条（剰余金の配当等） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当を行う。</u> <u>(2)当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</u> <u>(3)当社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> <u>(4)未払の剰余金の配当には、利息を付さない。</u></p>
<p>第<u>41</u>条（中間配当） 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	(削除)
<p>第<u>42</u>条（配当金の除斥期間） 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  (新設)</p>	<p>第<u>34</u>条（配当金の除斥期間） (現行どおり)</p>
	<p>附則 <u>(施行期日)</u> 変更後の第4条ならびに第4章および第5章（変更前定款第5章の削除を含む。）の規定は、平成27年6月23日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって効力を発生する。なお、本附則は効力発生の時をもってこれを削除する。</p>

以 上